

1 生徒心得

本校の生徒は、学則を守り、「強く 正しく 明るく」常に「責任を持って」行動するよう心がけなければならない。

1 日常生活について

(1) 校内生活

- 一 通学の際は、本校指定の制服を着用する。
- 二 登校・下校時間を守り、登校後は実験・実習以外は無断で外出しない。
- 三 授業中は他人の迷惑になる行為はつつしみ、学業に専念する。
- 四 私物は自分で管理し、教科書類は持ち帰る。
- 五 校舎・校具等を汚したり、破損しない。
- 六 校内の美化につとめ、環境を整える。
- 七 礼儀を正しくし、敬愛の念をもって挨拶する。
- 八 学校敷地内で携帯電話等の原則使用は禁止する。但し、使用する場合には以下のことを遵守すること。
 - ア 8時30分から15時30分の間は、電源を切った上で、使用を禁止する。
 - イ 8時30分前、15時30分以降は、生徒玄関のみで利用できる。但し、家庭との電話連絡のみとする。

(2) 校外生活

- 一 常に名農生としての誇りと自覚を持って行動する。
- 二 バス、列車を利用して通学する際には公衆道徳を守り、他人に迷惑をかけない。
- 三 不健全な盛り場・遊技場・飲食店などには立ち入らない。

(3) 一般的事項

- 一 生徒は常に身分証明書を携行する。
- 二 日常において交通道徳を守り、事故防止に努める。
- 三 いかなる場合でも暴力行為、金銭の強要、威圧的言動等は行わない。
- 四 いじめは絶対にしない。
- 五 男女の交際は健全で明朗であるよう心がける。

2 服装について

〈男子の制服〉

(1) 制服

一 冬服

本校指定の制服とし、指定の白ワイシャツ（農高マーク付）に指定のネクタイを常に着用する。

二 夏服

ブレザーを脱いだ状態を夏服とする。ただし、肌寒い日はブレザーを着用することができる。なお、ブレザー以外のもの（カーディガン、運動着等）を着用してはならない。

(2) ソックス

ソックスの色は白・黒・紺とする。

(3) 頭髪

高校生らしく清潔であること。

パーマ、染色、脱色等の特殊な髪型をしてはならない。

〈女子の制服〉

(1) 制服

一 冬服

本校指定の制服とし、指定のブラウス・リボン・スカートまたはスラックス・ベストを着用する。

二 夏服

本校指定のブラウス・リボン・スカートまたはスラックス・ベストを着用する。ただし、肌寒い日はインナーウェア等で調節するか、ベストの上にブレザーを着用する。なお、ブレザー以外のもの（カーディガン、運動着等）を着用してはならない。

(2) ソックス

ストッキングは黒とするが、更にその上にソックスをはく場合も黒とする。ソックスだけをはく場合は、白・紺とする。

(3) 頭髪

高校生らしく清潔にする。

パーマ、染色、脱色等の特殊な髪型をしてはならない。

〈男女共通〉

(1) コート、防寒具類は無地で華美にならないものを着用する。

(カーディガンは禁止)

(2) カバン

一 通学用の靴は黒、茶とし、運動靴でもよい。

二 内ばきは本校指定のものとし、体育時等は運動靴を着用する。

(3) 鞆

学生鞆もしくはそれに準ずるものとする。(スポーツバック、ナップサック等の併用は認める。)

(4) 実験・実習、調理実習、体育時には本校で定めたものを着用する。

(5) 化粧、装身具(ネックレス、ペンダント、イヤリング、ピアス、指輪、ブレスレット等)はしてはならない。

(6) 男子のベルトは、黒、紺、茶で、華美でないものとする。女子のベルトは、使用してはならない。

〈制服の着用期間〉

夏服 6月1日から9月30日まで

冬服 10月1日から翌年の5月31日まで

(寒暖により、変更を指示する場合有り)

3 服装・容儀指導

< 基準 >

- (1) 指定の制服上下（ズボンの裾・スカート丈：膝の中心から膝頭・ボタン：前と袖・ブレザーの丈など）
- (2) 頭髪の長さ・染色等
- (3) 化粧、マニキュア、ひげ、眉毛、爪やピアス、指輪、ネックレス等装身具類
- (4) その他生徒として好ましくない服装・容儀は指導の対象とする。

< 改正届 >

- (1) 服装・容儀の指導において指導を受けた生徒は、期日までに保護者確認の上、担任・学年主任を経て生徒指導部まで改正届を提出すること。
(但し、再指導を受けた場合は、担任が保護者に連絡する)
- (2) 服装・容儀指導による改正届の指導は、定期指導、再指導、再々指導となる。
- (3) 再々指導を受けた生徒については、保護者来校の上、担任及び生徒指導部による指導を行う。